

## 1 部活動の意義

生徒がスポーツや文化、科学等に親しむことで、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資する。また、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図り、主体的な活動を通して自己肯定感を高める。

## 2 開設する部活動（令和7年4月3日現在）

男子バスケットボール部・女子バスケットボール部・男子バレーボール部・女子バレーボール部

男子バドミントン部・女子バドミントン部・陸上競技部・スキー部・野球部・サッカー部

男子テニス部・女子テニス部・男女ソフトテニス部・卓球部・弓道部・剣道部・チアリーディング部

合唱部・美術部・華道部・茶道部・書道部・サイエンス部・写真部・文芸部・創画部・弁論部・創楽部

ICC国際交流局・放送局・新聞局・図書局・メディア局・ボランティア同好会

\*本校では全員顧問制として、すべての教員に顧問配置をお願いしています。

\*平成30年度に決定したとおり、本校では新規部活動の開設はいたしません。

## 3 運営のための体制整備

- (1) 顧問会議の開催（4月上旬）
- (2) 部活動集会の開催（4月下旬）
- (3) 年間活動計画の作成（4月）
- (4) 校舎使用許可願（毎月の活動計画）の作成
- (5) 部活動指導報告書の作成（毎月）

## 4 指導・運営に当たっての留意点

### ・安全への配慮

- (1) 生徒の心身の健康管理、事故防止、体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

\*体罰やハラスメントは理由を問わず違法行為です。

不適切な指導と考えられ得る例（「生徒指導提要」P.105 から転記）

- ・ 大声で怒鳴る、ものを叩く・投げる等の威圧的、感情的な言動で指導する。
- ・ 児童生徒の言い分を聞かず、事実確認が不十分なまま思い込みで指導する。
- ・ 組織的な対応を全く考慮せず、独断で指導する。
- ・ 殊更に児童生徒の面前で叱責するなど、児童生徒の尊厳やプライバシーを損なうような指導を行う。

- ・ 児童生徒が著しく不安感や圧迫感を感じる場所で指導する。
- ・ 他の児童生徒に連帯責任を負わせることで、本人に必要以上の負担感や罪悪感を与える指導を行う。
- ・ 指導後に教室に一人にする、一人で帰らせる、保護者に連絡しないなど、適切なフォローを行わない。

- (2) 事故・けがが発生した際は応急処置をし、部員はすみやかに顧問と養護教諭に連絡する。
- (3) 公道でランニングなどをする際は、交通安全に十分留意する。
- (4) 休日練習において事故発生（盗難・通院を要するような怪我等）があった場合、顧問はすみやかにその対応にあたるとともに管理職へ連絡する。

・ バランスのとれた活動

- (1) 部活動活動基準に従い、生徒・教職員双方の負担の度合いを十分に考慮する。
- (2) 生徒の多様な技能レベルに配慮した活動を行う。
- (3) 活動にあたり生徒は生徒心得を守り、本校生徒としてふさわしい行動をとる。

5 部活動活動基準（札幌市立学校における部活動活動基準に基づき設定）

- (1) 少なくとも月一回は、学校として平日にすべての部活動の休養日を設定する。  
（月1回の全校一斉の部活動休養日を設定し、年間行事予定表により生徒・保護者に周知する。変更する場合は生徒・保護者に周知し、特別活動部・管理職へ報告する。）
- (2) 毎週、土曜日及び日曜日のいずれかを休養日とする。  
（時期によって偏りが出る場合もありうるが、年間総計で概ね同じ日数を休養日とする。）
- (3) 少なくとも週に1日は、平日に休養日を設定する。  
（各部活動ごとに平日週1日の休養日を設定する。その旨を生徒・保護者に周知し、都合で変更する場合は、生徒を通じて保護者にも周知する。）
- (4) 通常の練習時間は、長くとも平日2時間程度とする。  
（部活動を行っている生徒は、19時までに完全下校する。）
- (5) 土日、祝日、長期休業期間中の活動時間は、長くとも3時間程度とする。
- (6) 長期休業期間中の休業日の設定は学期間中に準じた取扱いとし、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動ができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。
- (7) 週末に大会参加等で休養日を設定せずに活動した場合には、休養日を他の日に休養日を振り替える。

原則として上記の基準による活動とするが、校内事情等に応じた対応をとる場合も、過重な負担とならないよう充分留意する。